表紙

第1章

計画の趣旨

1 計画策定の背景

我が国では、これまで、こどもに関する様々な施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、加えて、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は大きく変化しており、今後、さらに深刻さを増すことが懸念されています。

このような状況の中、国においては、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取り組みや政策を強化するために、令和５年４月に内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置されるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

同年１２月には、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現を目指すことが示されました。

蒲郡市（以下「本市」という。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成２７年３月に「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」、令和２年３月に「第２期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『みんなで育てよう　子どもの笑顔　かがやくまち　蒲郡』の基本理念のもと、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを目指したこども・子育て支援施策を推進してきました。

この度、「第２期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度で終期を迎えることから、引き続き、こども・若者・子育て世代を切れ目なく支援する施策を展開するため、「こども基本法」に基づき、国の「こども大綱」と愛知県の「あいち　はぐみんプラン」を勘案して策定する「こども計画」に「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」及び「次世代育成支援行動計画」等を一体化した新たな計画となる「こども総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画は、国や愛知県の動向、これまでの本市の教育・保育・福祉に関する施策の実施状況、令和５年度に実施した「蒲郡市子ども・子育て支援に関する基礎調査」及び令和６年度に実施した「こども・若者アンケート調査」の結果におけるこども・若者・子育て世代からの意見等を踏まえるとともに、計画の点検・評価を行い、変化する社会経済情勢等に対応し、総合的かつ計画的にこども・若者・子育て支援施策を推進していきます。

2 国の動向

こどもや子育て家庭を取り巻く状況は変化しています。
国では、このような状況に対応した法律や制度の整備、新たなプランの策定・実行を進めています。

■こども・子育てに関する法律、制度等

平成	法律・制度等	内容
24 年	子ども・子育て関連３法	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
25 年	待機児童解消加速化プラン	・平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	・子どもの貧困対策計画の策定が明記 ⇒H26. 8. 29 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
26 年	次世代育成支援対策推進法改正	・令和７年３月末までの時限立法に延長
27 年	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 6. 9 万人の保育士を確保（⇒平成 27 年に９万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
28 年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに２％相当の改善 ・平成 30 年度以降も保育人材の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
29 年	子育て安心プラン	・令和２年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80％を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
	学習指導要領改訂	・平成 30 年度から幼稚園、令和２年度から小学校で完全実施 ・キーワードは「主体的・対話的な深い学び」 ・地域資源を活用した預かり保育の推進を明記
30 年	第３期教育振興基本計画	・2030 年以降の社会変化を見据えた教育施策の在り方を示すとともに、今後５年間の指標を設定
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	新・放課後子ども総合プラン	・令和５年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進
31 年（令和元年）	幼児教育・保育の無償化	・保育園や幼稚園、認定こども園等の利用について０～２歳の住民税非課税世帯、３～５歳の全世帯等を対象に実施
	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	・子どもの貧困対策計画の策定が努力義務化

第2章

ダミーテキスト

1 ダミーテキスト

第3章

ダミーテキスト

1 ダミーテキスト